

「国防国家」の優生学

——古屋芳雄を中心に——

松 村 寛 之

【要約】 本稿は、重要な近代思想の一つとして昨今注目されつつある優生学が、一九三〇年代から十五年戦争期にかけての日本でいかなる位相にあったかについて論ずるものである。この時代には、「日本民族衛生学会」の創設など、二〇世紀初頭以来日本に浸透してきた優生思想が政治的・思想的運動として本格化してゆくと同時に、他方で満州事変を契機とする陸軍の「国防国家」建設がはじまる。本稿ではこの「国防国家」と優生学の関係について、当時の優生学の中心的担い手であった医学者の古屋芳雄の思想と行動をてがかりに考察する。その際の筆者の論点は以下の二つに大略されるだろう。すなわち一つには、かつて白樺派の同人であった古屋が、「正常な科学」である優生学に傾倒する論理のなかに、「近代」のもつアクチュアルな問題性を観相することであり、いま一つは彼の思想の強い影響をうけつつ生成した「国防国家」の優生学を、ファシズムを「近代の病理」として認識する契機として位置づけることである。

史料 八三巻二号 二〇〇〇年三月

はじめに

R・N・プロクターは、「まず重要なのは、人種衛生の多くの要素がドイツに特有のものではなかったことだ。優生学の運動はイギリス、ノルウェイ、スウェーデン、フランス、ソ連、アメリカなど、他の多くの国々ではなばなく展開されていた。ドイツの人種衛生学者たちは、ドイツがその人種的純潔性において遅れをとらないようにと、これらの国々の

例をモデルにしてその科学を生みだしていったのである」と述べている。この「人種衛生学」の中核となった優生学の本来の意味とは、その創始者であるイギリスのF・ゴルトンがいうように「血統改良の科学の謂であり……特に人間の場合、恵まれた種族が劣った種族に優越するよう、より多くの機会をあたえることを可能にするすべての影響にかかわるもの」であった^②。科学史家の米本昌平は、それを「人種」の最適の維持条件および発展条件に関する学問とし、国家や社会の法律、政治、社会科学、社会政策に反映させようとするのがドイツにおける「人種衛生学」だったとしている^③。それはナチス時代になり、さまざまな経緯を経て、人種学的かつ遺伝学的なカテゴリーとしての「北方人種」と、その表現たる「ドイツ民族」にかんするものとなった^④。ここで念頭におかれる必要があるのは、その優生学が当時のアメリカやヨーロッパなど、先進諸国のどこにおいても「第一級の科学」として自明視される、「正常な科学」であったことである^⑤。

日本でも、とくに一九〇〇年代から遺伝学や進化論がアカデミズムの世界で盛んに議論されるようになっており、そのなかで優生学も一つの「科学」として受け入れられていく。なかでも東大の生理学者永井潜は、一九一〇年代から日本優生学のオピニオン・リーダーとして、著作による活発な「最新に勃興せる科学中の科学」の啓蒙活動をおこなっていたが、二〇年代になると彼は日本にも「人種衛生」が必要である、と主張し始める。永井はその「人種衛生」をしばしば「民族衛生」と表現したが、彼の日本における「民族衛生学」確立への動きは、一九三〇年の「日本民族衛生学会（三五年に「協会」となる）」設立をみちびき、戦時期日本の優生政策・研究への契機となつてゆくことになる^⑦。

近年、これら国内外の優生学史に関する研究が様々なアプローチのもとで進められており、その蓄積も大きなものとなっている^⑧。そして、この優生学は日本近代史においても興味深いテーマとして認識され始めているといえよう^⑨。なかでも、十五年戦争期の日本を研究対象とする筆者が注目しているのが、藤野豊による一連の業績である。とりわけ藤野の近作『日本ファシズムと優生思想』は、日本近代史においてほぼ無視されていたに等しいこの領域において、体系的な「実証」研究の一步を踏み出した先駆的、かつ現在のところ唯一の労作である。それが今後の研究者にもたらず知識・史料面

における恩恵は大変なものとなるだろう。ただ、筆者が違和感をもつのは、藤野が「ファシズムの「人的資源」の動員の前提となった国民の健康・体力・生命の国家管理の根底に優生思想が位置付けられた事実」によって「ファシズムの特殊性」を明らかにできるとした点である。さらに藤野は、日本ファシズム期優生学の「非科学性」を批判しつつ、戦後本格化した日本の優生政策を「戦後におけるファシズム批判の大きな空白」と位置づけていく。

このような藤野の研究姿勢をつらぬくのは「ファシズムと対決し、その再来を阻止するという問題意識」^⑪であるといえよう。しかし前出の米本がいうように、優生学は「十九世紀末から二十世紀全般を貫いた、自然を科学技術を動員して改良しようとする広義の現代化 modernization 精神の一部として必然的に繰り返し出現してきてしまうもの」であった^⑫。これを「近代化」とすることも可能であろうが、その提起はまた、優生学にたいする批判を「ナチズムとの対決」、あるいはファシズムの再来防止という信念と直接に結びつけることの問題性を示すものである^⑬。それは冒頭に述べたように、優生学はかつて、そして現在でも「科学」にはかならないという認識にも連なっている。すなわち、ファシズム期の「科学」が非合理にみえたとしても、それは本質的に「科学」と「非科学」、「合理性」と「非合理性」の指定が極めて曖昧なのであって、「科学」の絶対的中立性や普遍性がイデオロギーでありうることの参照点ではないだろうか^⑭。してみると、ファシズムとはD・ポイカートのいう「近代の病理」^⑮なのであり、その個々の特質は「近代」なるもののあらゆる「正常」性が異化される拡大鏡となろう。

このとき筆者は、まず橋川文三が注目し、安部博純が理論化した「国防国家体制」建設という概念を、日本ファシズムのメルクマールの一つとして受けいれておきたい。特に安部はこれを、たんなる「総力戦体制」とも「戦時体制」とも異なるものとして以下のように述べている。まず、国家体制そのものが「国防」を最高原理とする全体主義的性格に変わり、戦時と平時を問わない「恒久的体制」として位置づけられる。そのとき「国防」とは、軍事的範疇をこえてあらゆる国益観念の全域を包摂した政治的範疇となっていく。そして、この「国防国家体制」の完成は「大東亜新秩序」の建設、すな

わち「満蒙生命線」―「東亜新秩序」―「大東亜共栄圏」として拡大していく、帝国の「生存圏」獲得のための過程と不可分なのである。したがって、前述した要素が、旧秩序の打破と世界新秩序の確立を目標とするこの世界政策と一体化している点にこそ、ファシズムの特質が見いだされるであろう。^⑮そして「生存権」の論理は、たんなる「帝国」の形成拡大とは異なり、その「支配民族自体の人的・領土的拡大」を企図する以上、このなかに優生学、あるいは「民族衛生」が布置されたとき、その根本命題は「生存圏」内の他民族を支配しうる「大和民族」の優秀化と量的増加を「科学」によって実現することとなる。

筆者はこの、「国防国家」の優生学という「科学」のうちにこそ、「近代」における一つの「正常」性が独自のかたちで「病理」―あるいは「特異」に思えるもの―として表出されていると考えている。ただ、それを総体として描ききるには筆者の力量はあまりに貧弱である。したがって本稿では、まずアジア・太平洋戦争開戦の直前までを視野にいれ、「国防国家」の優生学にすくなくとも影響を与えた古屋芳雄なる人物に焦点を当てていく。医学者である彼は、前述の「学会」に創設時から常務理事として加わった後、厚生省や人口問題研究所を拠点として「国防国家」の優生学に参画し、著名な「人口政策確立要綱」の制定に尽力した。筆者のねらいは、この古屋の思想と行動が、形成されつつあった「国防国家」の優生学の具体的政策や構想に一定の反映をみせるなかに、一つの異化された「近代」を読みとってゆくことである。

① R. N. Proctor: *Racial Hygiene*, Harvard UP, 1988, 二八六頁。

② C. アンブローセリ『医の倫理』（中川米造訳、白水社、一九九三年）、四七頁。

③ 米本昌平『遺伝管理社会』（弘文堂、一九八九年）、六九頁。

④ B・マッサン『人種的人類学と国家社会主義』（J・オルフ・ナータン編『第三帝国下の科学』、宇京頼三訳、一九九六年）、二〇二頁。

⑤ J・オルフ・ナータン「序論」（同前）の二〇―一頁、およびProctor 前掲書、二八二頁など参照。

⑥ 永井潜『人性論』（実業之日本社、一九一六年）、三六六頁。

⑦ 以下、この「日本民族衛生学会（協会）」を「学会（協会）」と略記する。なお、「学会（協会）」をはじめ、日本の優生学史については鈴木善次『日本の優生学』（三共出版株式会社、一九八三年）にくわしい。

⑧ これらのすべてを挙げることはできないが、筆者の参照したもののうち主なものとして、たとえば海外の優生学史ではProctor、アンブローセリ、米本、マッサン、ナータンの各前掲書や、D・ケヴルズ『優

生学の名のもとに」(西俣総平訳、朝日新聞社、一九九三年)、P・ボウラー『進化思想の歴史』(朝日新聞社、一九八七年)、Ch・プロスは「人間の価値」(林功三訳、風行社、一九九三年)、M・アダムズ編著『比較「優生学」史』(佐藤雅彦訳、現代書館、一九九八年)など。日本の優生学史では鈴木前掲書や加藤博史「福祉的人間観の社会史」(晃洋書房、一九九六年)、松原洋子「文化国夢の優生法」(『現代思想』二五巻四号、一九九七年四月)、同「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」(『科学史研究』Ⅱ期三六巻四号、一九九七年四月)など。

⑨ 特に重要なものとして、野間伸次「健全」なる大日本帝国」(『ヒストリア』二二〇号、一九八八年九月)、および藤野後掲書など。

⑩ 藤野豊『日本ファシズムと優生思想』(かもがわ出版、一九九八年)、四八―九、三六八および四五七頁。

⑪ 同「日本ファシズムと病者・障害者」(『季刊戦争責任研究』二二号、一九九六年)、五三頁。

⑫ 米本昌平「スウェーデン断種法とナチス神話の成立」(『中央公論』一九九七年二月号)、一四五頁。

⑬ 米本前掲書、二七―四一頁。また米本は同書においてナチスを「超医療管理国家」と規定するが、それは「現代医療とナチス医学の類似性」、すなわち現代の先進医療と国家社会の關係に、ナチスによって極端な姿で示された国民の医療管理体制——「人種衛生」はそのなかの一要素である——をみようとしたのである。その結論は、「ここから一般化してみたいのは、何がナチ的なものであり何がそうでないか、という基準自身、それほど自明な根拠をもっているわけではないこと」であった(一九八および二二一頁などを参照)。

⑭ このような「科学」への批判的視点を提起する著作としては、M・ホルクハイマー『理性の腐食』(山口祐弘訳、せりか書房、一九八七年)、P・K・ファイヤーベント『方法への挑戦』(村上陽一郎ほか訳、新曜社、一九八一年)をはじめ数多くのものがある。

⑮ D・ポイカート『新装版 ナチス・ドイツ——ある近代の社会史』(木村靖二ほか訳、三元社、一九九七年)、三九一頁以下。またナチズムと「近代」を同様の問題意識にもとづいて論じたものに、小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』(ミネルヴァ書房、一九九六年)などがある。

⑯ ここで筆者が「異化」という言葉で示したいのは、B・ブレヒトのよく知られているVerfremdung効果、すなわち「注意をむけさせようとする事柄を、ふつうの、見なれた、すぐ目の前にある事柄から、特殊な、目につく、思いがけない事柄にかえること」(『俳優術の新しい技法に関する短い記述』一九四〇年、千田是也訳『今日の世界は演劇によって再現できるか』白水社、一九六二年、一六二頁)である。それはまた、W・ベンヤミンのいうように、事柄のおかれている「状況を発見すること」(野村修訳「叙事的演劇とはなにか」一九三九年、石黒英男編・解説『プレヒト』晶文社、一九七一年、一三頁)でもあるだろう。

⑰ 橋川文三「国防国家の理念」(橋川ほか編『近代日本思想史体系四』有斐閣、一九七〇年)。

⑱ 安部博純『日本ファシズム論』(影書房、一九九六年)、一二一頁以下および三三三頁。

⑲ 同『日本ファシズム研究序説』(未來社、一九七三年)、三五三頁。

一 古屋芳雄と「民族衛生学」

古屋芳雄は一八九〇年に大分県に生まれ、一九一六年東京帝大医科大学の医学科を卒業した後、東大の衛生学教室に学ぶかたわら東京医専の教授を兼務、一九二五年に千葉医科大学の、また一九三二年からは金沢医科大学の教授となった医学者である。ところで、彼には「民族衛生学」すなわち優生学を志す以前から、武者小路実篤に傾倒する白樺派同人として『白樺』衛星誌を創刊、戯曲や小説を発表するという異色の経歴があった。^①

通常武者小路に代表されるこの白樺派の思想は、人間の「自我」「自己」のうちに普遍としての「人類の意志」「宇宙の意志」を「実感」しつつ、このコスモポリタンの「自我」の「生命」に無限の創造力を求めるものであった。したがって、彼らの至上の目的である「芸術」は、あらゆる制約をこえた純粹な「自我」「自己」の表現であり、また「人類」の「生命」表現とされる。また、この「自我」尊重はその個性の中に自ずから「人類の意志」を体现し、「人間の本来の生命」を目覚めさせる「天才」への賛美でもあり、その意味で貴族主義的な「個人主義」であった。^②この白樺派を含む大正期のあらゆる思想は、日清戦争後からめばえてゆく日本「近代」思潮の動き、すなわち個人の内面的「自我」の自覚に胚胎していたものにほかならず、さらに人間存在の普遍的かつ根源的原理として、永遠の「生命」という概念をその「自我」の権威に結びつけてもいたのである。^③

そして、これらの思想は白樺派「芸術家」の古屋にとっても精神的な基調をなすものであった。彼はまず一九一七年、「生命をめぐる宗教的で神秘的色彩が著しい」^④という特徴をもつ『生命の川』誌を創刊する。また『白樺』同年八月号から一月号まで「ベルハーレン」作の「レムブラント」を翻訳しているが、それは孤独な「天才」の「生命」が、芸術をとおして「過去であり、現在であり、また同時に未来」であるような普遍的「永劫」の「人類」を表現すると論じるものだった。古屋はそれを「訳しながら幾度も泣いた」のちに、

「天才の生きるといふことが何んな生き方であるかをよんでしることが出来る。……我と我がうちに生きゆく勇ましさにうたれて自分のうちの火がもえて来る。そして自分たちの生き方に生甲斐を感じる」^⑤

と天才的「自我」への共感を示している。この「我」への確信はさらに、

「芸術家としての私は、今こそ何を言つても誤らないであらう。私は私の美的観照力と、義しきものへの愛の深さを盡して、最も自由に、そして虔しく人類に仕へんとしているものである。私は私を導いて茲に至らしめた最と高き者の祝福を感じる」^⑥

という、一九二〇年の戯曲「見果てぬ夢」序文において最高潮に達していた。

この白樺派「芸術家」はその後、一九二七年三月から衛生学研究のためドイツの「カイザー・ヴィルヘルム大学」に留学する。彼はそれについて、将来文学と医学のどちらで身を立ててゆくかを決定する良い機会と考えていたようだ。しかし、この留学中にトルストイの『戦争と平和』に触れると、その偉大さに圧倒されたことから、自身の「芸術家」としての才能を疑問視し始める。さらに一九二八年の帰国時には、文学の世界で白樺派はすっかり下火となっていた。古屋もこの時「はじめて目がさめたように」なって医学者としての再出発を決心し、「民族衛生学」を志すことになる。^⑦かくして彼は、一九三二年まで千葉医大で「民族衛生学」の講義を担当しつつ、前述のように「学会」へも参加してゆくのである。当時、前述の永井潜は数少ない「民族衛生学」の「大家」とみなされていた。古屋はそれに対抗し、永井を「啓蒙」活動に終始した人物と位置付け、むしろ自分の「民族衛生学」には遺伝統計学や生物測定学など、「地味」で基本的な方法論を基礎とする学問体系を求めていく。彼の「民族衛生学」における「民族」概念が、単に同一の文化形態・言語などの中にある漠然とした個人集団という当時の一般的なそれではなく、「生物学の諸原則」で把握される「生物学的親近者」の意味を含めて厳密に規定されたのもそのためであらう。^⑧しかし、次のような古屋「民族衛生学」のための認識は興味深い。すなわち「我等」は「生物学」、特に「人類遺伝学」の法則により「遠き祖先」から「遺伝物質」を受け継ぎ、さらにまた「子孫」に譲り渡してゆく存在であるとし、それは結果として、

「由来我等は人間創造の昔から連綿たる民族血液の中に立つて居る。個人としては一人の例外も無く死んでしまった、また死ななければならぬのであるが、民族としての生命は、不死に今日まで続いて居る。（中略）かく考ふる時、自分といふもの、それはいかにも些たる一存在ではあるが、我等はこれを天地神明に向かつて誇つてもいいのである」^⑩

との「自覚」を要求するだろうというのである。古屋は「民族衛生学」の基礎である「生物学」を、まさに「生命とその生起に関する問題」と定義していた。^⑪すなわち「優生学」「民族衛生学」こそが、「悪性の遺伝物質を出来るだけ、民族の水源から遠ざけ、優良なる遺伝物質は能ふ限りその中に取り入るる」^⑫ことで、「民族としての生命」を「連綿」と「不死」たらしめるものとされたのである。

注目すべきは、かつて白樺派「芸術家」の求めてやまなかつた「自分といふもの」が、ここではもはや「遺伝物質」の結節点にすぎない「いかにも些たる一存在」に相対化され、かの「生命」さえも「生物学」の問題として理解されていることである。しかし、以前のような熱情を押し隠しながらも、それはまた、「人類」からより個的な「民族」なる集団を抽出し、「誇」るべき「自分といふもの」のより本来的な根源を「民族としての生命」、すなわち「遺伝」という客観的な「生物学」の法則そのもののうちに固定させることのうちに受け継がれていった。してみれば彼が、

「我等は優生学の目的を問はれたときには、必ず個人の立場を止揚して民族全体の素質の改善といふ立場に立たねばならぬ」^⑬

と述べるとき、その「近代科学の最重要なるものの一」たる優生学とは、かつての白樺派的理想の裏面と呼ぶにふさわしいものであったといえよう。

ところで古屋の「民族衛生学」は、彼によると以下のような「科学的」法則性をもつ、「真の歴史」の「原理」にかかわるものでさえあった。

「それは即ち国家社会の種々の事情（経済、思潮、其の他凡ての源因）が惹起する、民族素質の上に起こるところの生物学的変化である。……それは偉大なる隠れたる力として、文化そのものの中にあつてその性質を根本的に変化せしめつつある。……古代

表 1

a) 帝国内地出生（人口千人ニ付）

大正 9 年	36.2
10年	35.1
11年	34.2
12年	34.9
13年	33.8
14年	34.9
昭和元年	34.8
2 年	33.6
3 年	34.4
4 年	33.0
5 年	32.4
6 年	32.2

（古屋後掲『民族問題をめぐりて』34頁より引用）

b)

一人当たり量数	一世帯平均産児数
〇・五以下	五・二五
〇・五——〇	五・〇五
一・〇——五	三・七六
一・五——二・〇	三・四五
二・〇——二・五	三・一〇
二・五——三・〇	二・六五
三・〇——四・〇	二・一二
四・〇——四・五	一・九三
四・五——五・〇	一・四九
五・〇以上	一・一五

（大正15年、小石川区1743世帯対象の調査による。
古屋前掲「産児調節と社会的貧困」、40頁より引用）

文明諸国は皆この大なる生物学的変化の波に押され、その鉄則に打たれて徐々に減じて行つたのである。……この「質」の変化は純然たる「生命とその生起」の問題である^⑮

そして古屋は、今日のフランス、ドイツ、アメリカなどにも、この「生物学的変化が現れ始めているという。つまり、これら諸国の「文化」を担う「社会の比較的上層階級」や「智識階級」に新マルサス主義産児制限が浸透、全体的な出生率低下を導いている一方で、「労働者及下層階級」の出生率は増加しているからだ。資本主義社会における階級分化を、生物界の原則である「自然淘汰」が「社会的淘汰」に具現化したものとし、遺伝的「智能」と階級の相関を明らかに事実と考えていた古屋にすれば、これは「無識階級、精神病者、悪質遺伝者」の増加としてまさに「逆淘汰」現象とみなされるものであった。^⑯古屋によると、これらのヒントとなったのはO・シュペンGLERの『西洋の没落』との出会いであり、彼はシュペンGLERの危機感を「生物学」の問題としてとらえなおしたのである。^⑰

そして古屋は一九三〇年前後から「学会」などの場で、やはり産児制限の流行から日本「民族」の出生率も低下傾向にあり、しかも階級別の不均衡を伴っていること（表1a・b）についての危機感を表明し始める。^⑱その危機感の背景には昭和恐慌による都市失業問題などの影も見え隠れしているが、^⑲依然として人口過剰論が一般的だった当時、古屋のこの主張は全

く革新的であったというほかない。後の一九三三年に、人口学者上田貞次郎が出生率低下と将来の人口減少を指摘して注目された時ですらなお、それは少数派の認識でしかなかったのである。そして一九三四年ごろから「学会」が断種法制定運動を開始すると、古屋も「逆淘汰」を防止する手段として断種法制定を積極的に支持してゆくようになる^⑩。

ところで古屋が「民族衛生学」を志した直接の理由には、まず日本で未開拓であったこの分野への期待という、出遅れた医学者の焦りが多分にあったと思われる^⑪。しかしまた一面で、彼の「民族衛生学」概念が『西洋の没落』の影響下にあったということは重要である。西欧思想のゆきづまりを反映したこのシュペングラーの危機感、マルクス主義の敗退などで頼るべき知的方法を失っていた当時の日本知識層を、一般に「日本的なるもの」「民族的なるもの」へと向かわせるきっかけとなったが、それはこの古屋の場合においても独自の姿であられていたといえよう。すなわち、白樺派「芸術家」として「人類」の「生命」を体現者する「自己」確立に挫折した後、再び「医学者」となって「民族衛生学」を見いだした時、それは「生物学」の法則に一体化した「民族としての生命」に、「自分といふもの」を「止揚」させることにはかならなかったのである。

① 古屋の経歴については、古屋芳雄『老学究の手帖から』（社団法人日本家族計画協会、一九七〇年）、「古屋芳雄先生に聞く」（『公衆衛生』二七巻一号、一九六三年一月）を参照した。

② 白樺派については、久松潜一編『新版 日本文学史七』（至文堂、一九七一年）、日本文学研究資料刊行会編『日本文学研究資料叢書 白樺派文学』（有精堂、一九七四年）、鈴木貞美『生命』で読む日本近代（日本放送出版協会、一九九六年）、久野収・鶴見俊輔『現代日本の思想』（岩波新書、一九五六年）など。

③ この点については松本三之介『明治思想史』（新曜社、一九九六年）の第二章以下、鈴木貞美前掲書第Ⅳ～Ⅴ章、および同『大正生命

主義』とは何か（同編『大正生命主義と現代』河出書房新社、一九九五年）など。特に鈴木のものはこの「生命」の問題を、ベルクソンなど一九世紀末以来の欧米近代思想の強い影響をうけて、日露戦後の急速な重化学工業の展開、都市化などを背景に、物質文明と利益追求社会となった「近代」を批判・超克しようとする「大正生命主義」の思潮と定義している。してみれば後述する古屋の「逆淘汰」論に、少なからぬ「近代」批判の趣があるのは興味深い。また、ヨーロッパにおける「生命」思想の展開については、F・パウアー『近現代ヨーロッパの思想』（鳥越輝昭訳、大修館書店、一九九二年）の第四部第五章などが参考になる。

- ④ 前掲『大正生命主義と現代』、二四四頁での藤本寿彦による評価。
 なお、『日本近代文学大辞典 二』（講談社、一九七七年）によれば、
 古屋は一九一七年一月に雑誌『青空』を創刊し戯曲『地の塩』、同年
 六月『生命の川』誌に小説『地を嗣ぐ者』を、さらに九月には『愛の
 本』を創刊して小説『犠牲』を発表している。
- ⑤ 『白樺』大正六年八月号、一一九頁
- ⑥ 古屋芳雄『地の塩』（岩波書店、一九二二年）、七頁。
- ⑦ 前掲『古屋芳雄先生に聞く』、二六頁。
- ⑧ 前掲『老学究の手帖から』、二六―七頁。古屋はこの時期『医学統
 計法』（金原書店）なる著作をものしており、戦後もそれはテキスト
 として発売されていた。
- ⑨ 古屋芳雄『優生学原理と人類遺伝学』（雄山閣、一九三二年）、二―
 三頁。またこの時期の『民族』概念が不明確で多義的なものであった
 ことは、たとえば青木保『民族』と『アジア』から見た近代日本』
 （青木他編『近代日本文化論Ⅰ』岩波書店、一九九九年）などを参照
 されたい。
- ⑩ 前掲『優生学原理と人類遺伝学』、七―一〇頁。
- ⑪ 同前、二九〇頁。
- ⑫ 同前、一一頁。
- ⑬ 同前、五頁。
- ⑭ 同前、一二頁。
- ⑮ 古屋芳雄『歴史の生物学』（民族衛生）一卷二号、一九三一年六
 月）、七六頁。
- ⑯ 前掲『優生学原理と人類遺伝学』、二八〇―二八七頁。なお古屋が
 依拠するのは、同書二八一頁に掲げられた一九二二年ドイツでの平均
 出産数調査結果であり、「高級官吏及将校」「工場労働者」「日雇人及

- 下僕」のそれぞれにつき「二人」「四人」「五・二人」とされている。
 このような階級差別との親和性は優生学に一般的な傾向の一つといえ、
 前述の永井にも漠然とみられたものではあった。しかしこの認識は、
 資本主義が「カル・マルクス」の「社会主義」理論によっても超克
 され得ない、人類の経済組織における「最後の階段」であるとする
 （産児調節と社会的貧困）『東京医事新誌』二七〇三号、一九三〇年
 二月六日）古屋の場合、特に著しい。
- ⑰ 同前、一三一―一五頁
- ⑱ たとえば前掲『産児調節と社会的貧困』、四〇頁など。
- ⑲ 同前、二八九頁。なお、当時の日本における産児制限運動について
 は、藤目ゆき『性の歴史学』（不二出版、一九九七年）などを参照さ
 れたい。
- ⑳ この点を含め、戦前期日本の人口問題については高澤敦夫『戦時下
 における人口問題研究会と人口問題研究所』（戦時下日本研究会編
 『戦時下の日本』行路社、一九九二年）、岡崎文規『民族の悠久性』
 （電通出版部、一九四三年）、同『人口学入門』（廣文社、一九五〇
 年）などを参照されたい。
- ㉑ 例えば古屋芳雄『民族問題をめぐりて』（人文書院、一九三五年）
 の一五〇頁以下。また「協会」などによるこの時期の断種法制定運動
 に関しては、鈴木、藤野各前掲書、および前掲野間論文にくわしい。
 なお、本稿ではほとんど触れなかった断種法の問題は、後日用意され
 る別稿において改めて論じるつもりである。
- ㉒ 前掲『古屋芳雄先生に聞く』、二六頁。
- ㉓ 橋川文三『近代日本政治思想の諸相』（未來社、一九六八年）、二五
 一―六頁。

二 「国防国家」建設と優生学の導入

一九三一年の満州事変は、陸軍革新幕僚による満蒙問題の解決と国防国家体制構築への契機となった。当時、満州侵略を正当化するために過剰人口の処理という論理が使われたことはよく知られている。しかし石原莞爾を中心とする関東軍が要求した満州移民の国策化とは、むしろ「人口問題等ノ解決ハ南洋特ニ豪州ニ求ムルヲ要スルモ現今ノ急務ハ先東亞連盟ノ核心タル日滿支三国協同ノ実ヲ挙クルニアリ」^①と、「世界最終戦」を念頭におく「国防」体制構築の一環として、「皇国大陸発展の根基」を築く「優良なる大和民族」を要求するものであった。^②一方、陸軍省新聞班が一九三四年、「広義国防」に関する「陸軍の総意」として発行した『国防の本義と其強化の提唱』は、「国防力構成要素中第一義的重要性を有するもの」として「保健政策」による「人的要素」の「充実培養」を挙げている。それが「国家の全活力を最大限度に発揚せしむる如く、国家及社会を組織し、運営すること」^③、すなわち「国防国家」体制への転換要求を示唆するものであったことは重要である。そこで本章では、この「国防国家」建設のなかへと優生学が次第に位置づけられていく過程を、古屋が厚生省と人口問題研究所に入る以前の動きとしてあとづけてゆく。

一九三六年六月、陸軍は徴兵検査の成績悪化を理由に、「広義国防」に不可欠な「国民保健衛生の振興」^④のため「衛生省」設置を要求した。それに対し、内閣調査局では同年中に「衛生国策」についての種々の研究が進められたが、その「調査立案」の中心人物である内閣調査局専門委員南岩雄は、一〇月段階で「保健国策の体系に関する私見」を公表する。それは「単なる、疾病の治療、欠陥の除去に止らず、遠く日本国家の完成、大和民族の発展」のため、「優生的方面」として「結婚相談」「断種法」なども政策立案の対象に掲げるものであった。^⑤そして一九三七年五月、陸軍が提案した「衛生省案要綱」には「国民資質の改良に関する事項」として「優生課」の設置が盛り込まれるのである。^⑥してみれば、こ

動力である、当時の陸軍省医務局長小泉親彦の意向にも一致していた。彼は「吾人ハ先ズ大和民族ノ興隆ヲ最近最大ノ目標トナシ、我民族ノ遺伝物質ヲ万世不易連綿トシテ後昆ニ伝へ、崇高ナル皇国ノ使命ヲ全フスルニ努力シナケレバナライ」という信念をもち、実際に「学会」設立当初からの評議員となるなど、優生学に強い関心を持っていたからである。^⑧

彼はまた「学会」を通じて古屋の「民族衛生学」に触れていたはずであり、二人の間には若干の面識もあったようである。^⑨

いずれにせよ、この「衛生省」案は第一次近衛文麿内閣でも懸案となり、新設の企画庁がその検討を始めるが、そこでも「民族衛生の基礎的調査」として優生学が「将来実施セントスル重要政策」のひとつにあげられていた。^⑩しかし、予期せぬ日中戦争の勃発により新省設置は延期となったため、陸軍は「再び新省設置促進に積極的に乗出し活発なる活動」をはじめていく。^⑪軍内では少なくとも一九三八年春までは日中戦争の早期解決と、将来の対ソ、対米戦争への準備、すなわち国家総動員体制確立が目標だったことからすれば、その念頭にあったのは現状に即応する戦時保健政策だけではない。^⑫

すでに陸軍は一九三七年六月の段階で、「国民体位ノ向上ト労働力培養ノ為ノ保健省新設」を「日滿支「ブロック」ノ結成」をつうじた「帝国ノ総合的国防力ノ拡充」の施策と位置づけていたのである。^⑬つまり、優生学の国策化を伴う新省設置とは「帝国ノ国力増強特ニ国防充実過程」の問題として、遠大な「対世界外交方針」Ⅱ「帝国ハ東亞ノ保護指導者タルノ地位ヲ永久ニ確立スル」前段階の準備であつたといえる。^⑭そして軍の積極的な「活動」の結果、政府も新省設置を「戦後の関係等を考慮する時は一刻も放任を許さぬ」とし、ついに一九三八年一月一日「厚生省」が、予防局の筆頭課に「優生課」をおいて正式に発足することになった。^⑮

ところで一九三八年一〇月、財団法人人口問題研究会なる団体が開催した第二回人口問題全国協議会において、初代厚相の木戸幸一が「我が国人口政策上事変下ニ於テ特ニ留意すべき点」についての政府諮問を行っている。^⑯この「研究会」は一九三三年、内務省社会局内で発足した半官半民団体であり、今回の「協議会」開催時にはすでに厚生省社会局に事務所を移していた。さて、この「研究会」は創設当初から移民問題、特に満州移民への強い関心を特色の一つとしており、

一九三六年には広田内閣に「移植民振興方策並ニ滿州移民ニ関スル建議」を行つてゐる。^{②①}しかし、この作成に関わつた「指導理事」の那須皓が、滿州事変前後から加藤完治らと共に関東軍の滿州移民計画作成の積極的推進者としての一翼をなつてゐたように、その背景には陸軍や関東軍との関係が存在していた。また一方で、「協議会」にも一九三七年の第一回開催以来、佐藤賢など陸軍省軍務課や參謀本部のメンバーが多数出席しており、今回は陸軍少将松室孝良が「皇國の大陸政策と民族問題」という題で報告している。^{②②}したがつて、木戸の諮問に対する「協議会」側の答申が「日滿支ヲ一體」とした「長期建設ノ遂行ニ際シ……人的資源ヲ計画的ニ配置」するため、「人口政策民族政策ト大陸経営方策トノ有機的協力」を要求してゐたことも以上の点をぬきには理解し得ないのである。

注目すべきは、この「協議会」答申が同時に、「支那事變ノ拡大進展ニ伴ヒ、其ノ人口ニ及ボスベキ影響ハ漸次ニ表面化シ深刻化セントスル情勢」への危機感を表明してゐたことである。^{②③}創設当初の「研究会」は前述の上田貞次郎を「指導理事」においていながら、当時の一般的人口問題認識を反映し、あくまで不況下の失業問題と過剰人口問題の解決を中心課題としていた。^{②④}ところが、いまや「我が國ノ人口増殖力ハ……近時漸減ノ傾向ヲ示シ、然モ今次事變ヲ契機トシテ更ニ急速ナル減少ヲ來スノ虞レアリ」と主張することになったのである。^{②⑤}したがつて、ここにはまず上田の主張が日中戦争の長期化に伴い再認識されたことがみてとれよう。しかし「研究会」にまもなく、「今こそ出生率維持増加政策を採るべきの時期と断ぜざるを得ない。……出産減退は其の社会的特性によつて逆淘汰を促進せしめる。一般に、淘汰の見地より見れば、優生学的政策は多産を前提としなければならぬ」という主張があらわれたことから考えれば、そこにはこの答申起草委員六名のうちに加つてゐた、かの古屋芳雄の年来の思想も反映されてゐたといえる。しかも、それらは以下のような人口問題の「転換」期の到来という認識をふまえたものであつた。

「……滿州事變を契機とする大陸経営の実践は、真の民族接触の経験に乏しかつた大和民族に異民族に対する認識を深め自己の民族的使命の自覺を促した。滿州移民の実行が民族發展の先驅者として優秀なる人口を要求すると共に、従來の出稼移民乃至は過剰

人口移民の觀念では到底理解し得ない其の民族的意義を与えた。以上の諸要因によつて過剰人口処理の問題は人的資源涵養の問題に……民族的人口問題に急速度の転換を行つた

したがつて今回の答申は、まずこれら「我方国策ノ遂行ヲ可能ナラシムル」ため、「人口政策ノ綜合的、組織的調査研究」にもとづく「根本的対策」の樹立を提起していた。そして、「協議会」は新設の厚生省にいまだそのための機関や部署がないことから、「人口問題ニ関スル国立常設調査機関設置」をも要求していくのであった。^⑧それはまた、例えば前出の小泉が衛生省創設に關し「既に生産率（＝出生率……松村）において暗影を生じて居り……之等に就いても早く善処して国運の發展の爲に国家的施策を講じなければならない」という認識をもつていたように、陸軍の意図とも一致していたといえる。そして、これをうけ一九三九年八月二五日、厚生省に国立人口問題研究所がついに創設される。その後すぐに出された「人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項（案）」では、「出生率増加方策に關する研究」や、日中戦争が人口にもたらす「優生学的影響」をはじめ、「人口の質」について「一、両親の質と児童の質 二、両親の所得別、職業別、教育程度別児童の質」が検討予定とされていた。ここからは、正式な国策研究の中に古屋の主張との一致があらわれていたことを確認できる。また、民族問題にたいしては「一、民族性に關する研究、二、異民族混血に關する研究、三、異民族接觸及び同化に關する研究」が予定されていた。^⑨さらに、それらが新設の予防局の優生政策との連絡協力を前提していたことは、「協議会」側評議員の一人に予防局長高野六郎が参加し、同局の技師青木延春もその場で断種法の研究報告をおこなつていた事実がすでに示唆していた。^⑩

してみれば、日中戦争の長期化に伴つて、古屋を含む「研究会」を中心とした人々から提起された「人口政策民族政策ト大陸経営方策トノ有機的協力」とは、優生課の設置としてひとまず国策化された優生学を、さらに「生存圏」拡大を自己目的とする「国防国家」の論理へと必然的に位置づけるものだったのである。そして、この「国防国家」の優生学を象徴する出来事が、人口政策のため「真に科学的調査研究を遂げ」^⑪ることをめざす国立人口問題研究所の新設であつた。次

章では、これらの動きの背景で古屋の思想がいかなる展開をみせていたか、という観点から説きおこされてゆくことになる。ろう。

- ① 石原莞爾「軍事上ヨリ見たル皇國ノ国策並国防計画要綱」一九三三年六月（角田順編『石原莞爾資料 国防論策篇』原書房、一九九四年一三四頁）。
- ② 陸軍省「満州開発方案要綱」一九三六年八月（島田俊彦ほか編『現代史料 八』みすず書房、一九六四年、七〇四頁）。
- ③ 高橋正衛編『現代史料 五』（みすず書房、一九六四年）、二六六―八二頁。
- ④ 前掲安部『日本ファシズム論』、一二六頁。
- ⑤ 『東京医事新誌』二九八九号、一九三六年七月四日、四七頁。
- ⑥ 同前三〇〇二号、一九三六年一〇月一〇日、七二頁。なお、ここで登場する内閣調査局とは、一九三五年に岡田啓介内閣のもとに設置された総合国策機関であり、後の企画庁、企画院の前身である。それら各機関の主導権は、陸軍省軍務局を中心とする陸軍の統制派幕僚、およびいわゆる革新官僚がにぎっていた（古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館、一九九二年、三六―八頁）。
- ⑦ 厚生省五十年史編輯委員会編『厚生省五十年史 記述編』（厚生問題研究会、一九八八年）、三七九頁。
- ⑧ 小泉親彦『軍衛生』（金原商店、一九二七年）、一頁。
- ⑨ 『民族衛生』一卷一号、一九三二年三月、九九頁。
- ⑩ 前掲『老学究の手帖より』四四―五頁によれば、小泉は金沢医大時代の古屋と部下の論文について手紙のやりとりをし、また古屋が小泉の講演に行った際には、彼と「暇があったら陸軍省の方に遊びに来て下さい」と談笑していたという。
- ⑪ 企画庁『厚生省（当時仮称社会保険省）創設関係資料』一九三八年一月（石川準吉『国家総動員史 資料編四』国家総動員史刊行会、一九七六年、六七六頁）。
- ⑫ 『東京医事新誌』三〇六二号、一九三七年二月一日、五八頁。
- ⑬ 入江昭『太平洋戦争の起源』（篠原初枝訳、東京大学出版会、一九九一年）、八六頁。
- ⑭ 陸軍省「重要産業五カ年計画要綱実施に関する政策大綱（案）」（前掲『石原莞爾資料』、一六二頁）。なお、これについては防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 陸軍軍需動員 1』（朝雲新聞社、一九六七年）、五九八頁を参照されたい。
- ⑮ 参謀本部第二課「帝国外交方針改正意見」一九三七年一月六日（前掲『石原莞爾資料』、一九四頁）。
- ⑯ 前掲『厚生省五十年史』、三八五頁。
- ⑰ 『東京医事新誌』三〇六二号、一九三七年十二月一日、五八頁。
- ⑱ 財団法人人口問題研究会『第二回人口問題全国協議会報告書』（財団法人人口問題研究会、一九三九年）、三一頁。なお、以下この人口問題研究会を「研究会」、人口問題全国協議会を「協議会」とそれぞれ略記する。
- ⑲ この「研究会」については前掲高澤論文および、財団法人人口問題研究会編『人口問題研究会五〇年略史』（同会、一九八三年）などを参照されたい。
- ⑳ 『人口問題』一卷四号、一九三六年二月、二五頁。この建議は同年四月二三日になされたが、これは同年五月には関東軍の「満州農業

移民百万戸移住計画」案も決定していることから、関東軍や石原を中心とする参謀本部などと歩調を合わせたものと考えられる。

- ②① この点については、例えば満州開拓史復刊委員会編『満州開拓史』（全国拓友協議会、一九八〇年）、三四頁以下などを参照されたい。

- ②② 財団法人人口問題研究会『第一回人口問題全国協議会報告書』（財団法人人口問題研究会、一九三八年）および前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』の「出席者名簿」。

- ②③ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』二四一頁によれば、その内容は「民族政策の取扱ひ方、東亜に於ける民族の中に矢張り中心の指導勢力がなければいけない。日本が其中心となり、確乎たる我民族相互間の聯繫を保つて進むべきである」というものであった。

- ②④ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』四二頁。

- ②⑤ 前掲『人口問題研究会五〇年略史』、二九頁。

- ②⑥ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』、四五頁。

- ②⑦ 同前四四頁。

三 古屋の思想的展開と「国防国家」への参画

さて、古屋は一九三五年前後から、当時の世界的な民族主義運動の高揚とその原因を、「世界大戦後、西欧諸文明国に見られるに到つた、出生力の激減」に求めるようになり、特にナチスの優生政策などを例に「要するに今日の欧羅巴諸国の民族擁護運動は、民族生物学の觀念から真剣に創められた」との認識を強めていた。^① 古屋は、この頃からしばしば自分の研究に「民族生物学」という独自の表現を与えていたが、それは古屋「民族衛生学」の体系化というべきものである。^② そして、彼にとってはその研究こそ「目下の我邦の対外問題としての国防問題」や、「方今世上喧しく議論せられつつあ

- ②⑧ 館檢「事変下の我が国の人口問題と大陸經營の民族的使命」（『医事公論』一九三七号、一九三九年五月六日）、三三頁。なお、この館という人物は研究員として創設以来「研究会」の実質的活動を担う中心的存在であり（前掲高澤論文一〇六頁）、その発言は当時の「研究会」の見解を代表するものとみてよい。

- ②⑨ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』、三三頁。

- ③⑩ 前掲館論文、三二頁。

- ③⑪ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』、四八頁。

- ③⑫ 小泉親彦「国策遂行に關し人的国力の現状に就て」（『東京医事新誌』二九九〇号、一九三六年七月二日）、四二頁。

- ③⑬ 『東京医事新誌』三二六五号、一九三九年二月一六日、四三頁。

- ③⑭ 前掲『第二回人口問題全国協議会報告書』一一〇三頁、および青木延春「断種制度の遺伝学的基礎」（同九八〇頁以下）。

- ③⑮ 『人口問題研究』第一卷第五号、一九四〇年八月、六四頁。

る日本精神作興の問題」の根幹と思われるようになっており、とりわけ「社会の教養ある階級や、合理主義的教育を受けた現代の青年層」にも、

「日本精神の涵養は日本民族の生物学的素質と、これに依存する精神素質の固有性の自覚から出発しなければならない。それが好ましいものであらうが無からうが、固有なるものは絶対的なものであり、絶対的なものは運命的なるものである。我らは思ひ上がつた態度をやめて、先づ以て茲に思ひを致さねばならぬ。茲に冷ややかなる、事実を枉げない生物学のメスが要望せらるるのである」^③

という、「主観主義的乃至超絶^{トランスエンデタル}的な説述」を排した認識をもたすとしていた。古屋は「精神が肉体の従属である」ことが自明である以上、民族固有の「精神形質」も「生物学的な性質」として、多くの形質中からその土地の風土や気候の淘汰に耐えて残ったものだという^④。したがって「日本精神」もかの「民族血液」、すなわち「事実を枉げない生物学」の問題であるがゆえに、まさに「絶対的」で「運命的」なものとして「以心伝心各自が体得して居ればそれが一番いい」のである。そのとき、古屋はこの「日本民族特有の民族精神」を「小我を捨てて大我に帰入する心がまへ」、すなわち「大いなる我の中に自己を見出さんとする熱烈な希念」^⑤とした。

ここには前述した、生物学的な「自分といふもの」の認識が色濃く反映しているが、同時に古屋はここで「芸術」も「民族精神」のただ驚嘆すべき、神秘的な「誠に不思議な現象」でしかあり得ないという結論を導いており、それが白樺派的メンタリテイのあらわれでもあったことが再確認される。すなわち、「然るに或る一派に提唱せられた人道主義芸術は、それ自体、決して低い芸術ではなく、人間としてもつべき理想をも強く表現してゐるのだが、どこかまだ翻訳ものの臭い生々しさが取れず、日本人固有の精神とその要求の表現を缺いたために、卒然として流行から去ってしまった」^⑥のである。しかし、いまや彼にとって重要なものは「芸術」のみならず、むしろそれを含むあらゆる「文化」のうちに「民族精神」の反映を看取することであった。そして、この時とりわけ古屋が重視したのが「家族主義（国体観念もこれを離れては

表2 階級別出生速度の比較

同棲期間 \ 階級	農山村 (石川県)	純農村 (富山県)	市 民 (金沢)	教 員 (千葉)	女子大 卒業生
0—5	0.50	0.56	0.49	0.49	*
5—10	2.14	1.96	1.75	1.77	2.02
10—15	3.55	3.48	2.79	2.83	2.74
15—20	4.63	4.51	3.64	3.53	3.61
20—25	5.32	4.77	4.19	4.06	4.06
25—30	5.52	5.83	4.45	*	*

(古屋前掲『民族問題をめぐりて』、174頁より引用)

ない」である。古屋はそこから前述の「逆淘汰」現象の原因を反照し、今日「都市」の「知識的に目覚めたる階級……上層の文化生活者」たちに浸透する「欧羅巴仕込みの個人主義であり自由主義」がこの「日本民族特有の民族精神」を悪化させ、産児制限を流行させたと述べる。古屋はそれに対して依然として高い出生率を保ち(表2)、「都市」に多くの「文化生活者」を供給する理想的モデルとして「農村」を位置づけてゆく。つまり、「農村」の「大家族主義」こそ、「精緻な近代生物学、遺伝学」に基づく「民族衛生的に見て最効果的」であり、ゆえに本来的な「民族精神」が表現されているというのだ^⑦。しかし、そのような認識は、古屋自身も大分県の農村で九人兄弟の長男として生れた「文化生活者」にほかならなかったことと無関係ではあるまい。これ以降彼は、かつて自らが傾倒し挫折した「欧羅巴仕込み」の思想に対する決別を通じて、自ら「農村のセンチメント」とよぶものを、「価値批判を越えた絶対のもの……つまり民族的、血液的で、国境を越えられない」^⑧回帰の対象としてゆくのである。

さて、前述の「研究所」設置が決定した翌年の二月に、古屋は「今日人口問題研究所が設立されることになりましたが、この研究所も……民族生物学としての人口問題を取り上げて国策指導の役目を果たすべき」ものと述べている。^⑩それはまた、古屋が日中戦争の進展という「重大時局」を契機に、

「現下の日本は一日も早く、国策指導の根本イデオロギイを掴むべき必要に迫られて居る。即ち適正にして妥当なる、また日本民族百年の大計に立脚した指導原理によつて一切の政治とその運行とは、間然とするところ無き統制下に置かれねばならぬ。…而もこのイデオロギイは

……国学者を駆り集めたり、古典を動員したりすることによつて、応急的に作らるる神学である必要は猶更でない。……殆んど数理的の正確さに於て、はつきりとした日本民族の将来の見透しの上に立つものでなければならぬ」^⑪

と主張し、「民族生物学」がこれら「イデオロギイの建設に寄与するところ大なるを自ら信じ」はじめていたことを意味する。彼は、「余は既に数年以前より斯の如き日の到来を、恐るるといふよりは寧ろ待望して居た」とさえ述べるが、そこにあつたのは、いずれ産児制限の風潮を打破し、膨脹してゆくであろう「日本民族」の「カナン」の地が、大陸侵略によつて「既に開けて来てゐる」との希望であつた。^⑫

はたせるかな、彼は一九四〇年二月付で、予防局長と共に参与として「研究所」に入所する。^⑬ しかもこの「研究所」創設にさきだつ一九三九年五月、古屋は勅任技師として厚生省への入省も果たし、体力局と衛生局、そして予防局の技師を兼任、特に予防局では当時進行中の断種法、すなわち国民優生法案の作成にブレーンとして参加していた。^⑭ その影響の大きさは、古屋入省の五か月後、厚生省が「民族優生方策」実施の基本的認識について、

「古屋氏の調査例によつても明らかなやうに、（都市の……松村）知識階級は結婚の初期には農村の人々と同じ位に子供を産むが、後期に至ると産児が少くなる。但し幸ひにしてわが国の農村の出生率は極めて健全であることを示してゐるのはたのもしいことである。然ながら、知能の比較的優秀と見られる知識階級に於て、このやうに産児数が減少するといふ現象は実に非優生的な結果を齎することになる」

と表明したことからもわかる。このプロパガンタはさらに、「知能が常人以下である低格者階級」の出生率は少しも低下しないため「わが国に於ても民族の平均素質の低下を来す虞れがある」と続け、それを防ぐため「我々は優秀、健全な多数の子供を産みこれら第二の国民第三の国民による将来の日本国家を担当せしめ」なければならぬ、と締めくくつていた。そして、この「遺伝的素質の優秀、健全な人々の出産」の必要性とは、日中戦争によつて人口問題が「全然一変」し、「今日では新東亜の建設、大陸の経営……のために莫大な人口を要求してゐる」との、「研究会」「協議会」以来の見解に

基づくものだったのである。^⑮

さらに、後の一九四〇年二月に創設された厚生省厚生科学研究所には、「国民優生部」が置かれ、「国防国家」は「民族優生」の「精密」かつ「精確なる診査研究」に着手するのだが、古屋を始祖とする「民族生物学」はその研究事項に掲げられるまでになっていたのである。それは「人口構成を正常者、優良者、疾病者等遺伝質の観点より調査し、其の日本民族に於ける遺伝構成の現状と将来への動向を正確に把握し……各般の民族優生方策の有効適切な実施に資せんとする」ものであった。一方で古屋の「民族生物学」では、「研究所」の計画案にもあった民族混血の問題を、「単なる文化の問題でなく、血液の問題」として強く意識していたが、「国民優生部」もまた「民族混血」を重要な研究対象としており、「日本民族と他民族間の混血問題は充分科学的に調査研究し、悪果は排撃し良果は奨励する等国家としての方針を速やかに決定する」べく、端的にいえば「日本民族と混血問題の起り得べき他民族につき予め其の民族としての優劣を研究し、更に生物学的に日本民族と不調和の点無きやを調査」するものとされた。^⑯すなわち、古屋はその「民族生物学」を厚生省公認のものとすることによって、「国防国家」の政策にはつきりと関与し始めていたのである。

- ① 古屋芳雄『民族問題をめぐりて』（人文書院、一九三五年、三一四頁）。
- ② 古屋芳雄編『民族生物学研究 第三輯』（金沢医科大学衛生学教室、一九三七年）の「序」を参照。また、断片的ではあるがこの「民族生物学」にふれた先行研究に中村禎里『生物学と社会』（みすず書房、一九七〇年）がある。
- ③ 前掲『民族問題をめぐりて』の「序」
- ④ 同前、二〇頁。
- ⑤ 同前、三六―四二頁。
- ⑥ 同前、一九二頁。
- ⑦ 同前、四二および一六五頁以下を参照。
- ⑧ 前掲『老学究の手帖から』、一二頁。
- ⑨ 太田正雄・古屋芳雄ほか「新春清談」（『医事公論』一四三三号、一九四〇年一月六日に掲載の座談会、一七および二二頁）。
- ⑩ 古屋芳雄「農村人口の生物学的危機」（財団法人人口問題研究会『人口問題講演集 第十一輯』刀江書院、一九三九年、六八頁）。
- ⑪ 古屋芳雄『民族生物学』（高陽書院、一九三八年）の「序」。
- ⑫ 同前、一三頁および四〇頁。
- ⑬ 前掲『人口問題研究所 創立五十周年記念誌』、三三〇頁。
- ⑭ この点については大蔵省『職員録』（昭和十五年八月二十五日現在、

および前掲『老学究の手帖から』の三九―四三頁。

⑮ 厚生省「国民優生方策」（『優生学』一八八号、一九三九年一〇月）、

三―七頁。

⑯ 前掲『生物学と社会』、一七二頁。

⑰ 前掲『民族生物学』、八―九頁。

⑱ 「人口問題研究」第二巻第号、一九四一年二月、七八―八〇頁。

四 「科学」と「日本精神」——人口政策確立要綱をめぐって

古屋が厚生省に入省し、次いで「研究所」の要職に就いた頃、陸軍中枢部では「国防国家」プランが熟成されつつあった。一九三九年には、陸軍省軍務課岩畔豪雄中佐と参謀本部第一部堀場一雄少佐が「国防国策案」を作成、「東亜共栄圏ハ自存圏、防衛圏、経済圏カラ成ル」などとして、石原の構想をうけつぎながら後の「大東亜共栄圏」の原形が示されている。さらにこの試案は一九四〇年六月中旬までに、当時軍事課長であった岩畔と武藤章軍務局長、企画院第一部調査官秋永月三大佐、国策研究会などの協同によって、「大東亜共栄圏の建設」を「基本国策」とする「綜合国策十年計画」へと一層の具体化をみた。その「一般方針」では、「東亜の中心勢力たる帝国」を構築するため「大和民族の量的並質的發展、向上を図り国運進展の基礎的原動力を確保すること」が求められており、その具体的内容である「一三、人口政策」では、

「東亜新秩序建設の礎石たる人的資源の質的並に量的發展を期することは国運伸長の根本にして之が政策は恒久的に不斷の努力をもつて實現するを要す……（一）大和民族發展の見地より人口の職業的配分及日滿支を中心とする地域的配分を適正ならしむること。（二）大和民族の純潔性の維持に關し特に方策を講ずること……（六）外地における大和民族以外の他民族の増殖については大和民族の増殖と照応しつつ之が統制を行ふこと」

が挙げられている。さらに「滿州国」については、「大和民族を大量に移駐す。但雜婚を排す」とされていた。本計画の作成には、特に軍務局長の人脈を介し「各省官吏の知能を動員することができた」が、してみればこれは厚生省や「研究

会」、あるいは「研究所」の議論を陸軍が「国防国家」建設計画の中に取り込んだ結果といえよう。さらに七月中旬になるとこの「綜合国策十年計画」は「綜合国策基本要綱」として整理され、ついに「国防国家体制」がはっきり国策の「基底」に置かれることになった。^①そしてこの「綜合国策基本要綱」が一九四〇年七月二六日、「基本国策要綱」として近衛内閣の基本政策に採択された際に、その目標の一つに「国是遂行ノ原動力タル国民ノ資質、体力ノ向上並ニ人口増加ニ関スル恒久的方策」の確立が定められるのである。^②

さて、それらの動きにあわせて「研究所」は同年七月一九日に参与会合を開き、「本研究所立案の人口政策要綱案」の「第一次案」を古屋をはじめとする参与に提示した。これと同一もしくは参与会合を経た直後の改訂案が、現在厚生省に残存する一九四〇年八月付「秘 人口政策要綱（第一次）」であろう。いずれにせよ、この場において列席者が「夫々極めて適切なる意見の陳述」を行った後、「人口政策要綱案」は企画院に持ち込まれ、一九四一年一月二二日に著名な「人口政策確立要綱」として閣議決定されたのである。^③この「確立要綱」は「東亜共栄圏ヲ建設シテ、其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ図ル」ため、差しあたり昭和三十五年の内地人口一億を用途に「一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト 二、増殖力及資質ニ於テ他国ヲ凌駕スルモノトスルコト 三、高度国防国家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト 四、東亜諸民族ニ対スル指導力ヲ確保スル為其ノ適性ナル配置ヲナスコト」という目標を掲げるものであった。^④

この「確立要綱」立案過程で、参与会合以後も「大いに縁の下の方持」となったのが古屋その人であった。彼はこの頃、「益々激烈の度を加へつゝある民族戦、或は民族共栄圏戦に耐へて最後の覇者たり得る」ために「国防国家体制の急速な樹立」が必要であり、それに必要な人口の「質」と「量」を低下させるあらゆる「社会的、産業的、文化的ファクター」は、全体主義的に「どんどんと修正されねばならない」と考え始めていた。^⑤そこで古屋は、政府に「急ぎ徹底的ナル民族人口ノ増強政策ヲ実行」させることを目的に、自らの思想を「人口政策要綱 古屋試案」に集大成する。その目的からして、この「古屋試案」は少なくとも「確立要綱」の閣議決定以前に作成されたものと思われるが、それだけに古屋が「確

立要綱」制定過程で行ったであろう主張のベースとして重要な意味を持つ。^⑦

まずこの「古屋試案」が、古屋従来の持論である「近代ノ出生率ノ低下ハ自由主義的及個人主義的文化ノ高度化セル国家或ハ国民層ニ於テ特ニ著シキ事実ニ鑑ミ人口政策ノ根基ハ此種ノ思想ノ撲滅ヲ第一トスベキデアル」ことを前提に、

「尊貴ナル我国体ガ一君万民ノ血液的基礎ト伝統的ナル家族制度ノ鞏固ニテ鞏固ヲ加ヘツツアル事実ニ鑑ミ、祖先崇拜ト家族制度強化ノタメノ諸制度諸方策ヲ講ズルコト」

を提起していたことは、「第一次案」にはない独自性であった。また、「人的資源ノ良キ実リト良キ繁殖トハ適正ニ企画開発セラルル国土ノ上ニ於テノ可能」とし、人口の都市集中防止など「第一次案」に準じた国土計画を提起するときも、そこに都市分散に伴う農村の「醇良美俗」保護を掲げたり、「日満支」を通じた人口配分計画では農業移民を主体に「郷土農村ノ形態ト伝習ヲ維持セシムル」べきだなどの古屋独自の主張が組み込まれていた。一方、その上で主張された「優生政策」には、特に「優生思想ノ徹底」や、すでに同年五月に制定されていた「国民優生法」第十六条^⑧の強力な発動などが挙げられていく。これと同様の主張は「第一次案」にも散見されるが、少なくとも古屋にとって「優生政策」とは、強断種の徹底などよりも、まずは「国民優良階級ノ出生率ノ低下」防止を目的としていたといえる。

ところで、「第一次案」にたいして、企画院の「確立要綱」草案作成からはじめてみられる条項に、「皇国民族ノ統一性及指導力確保」があった。これは「東亜共栄圏」に「皇国民族ノ配置」がなされる際、「皇国民族ト他民族トノ雑婚ヲ極力抑制スル方針」を取り、また「朝鮮台湾ニ於ケル民族」すなわち「外地民族」の「内地ヘノ流入ニツイテハ必要ノ最小限度ニ止ムルコト」というものである。前述のように、厚生省は「民族生物学」の一環として民族混血の研究を計画していたが、注目すべきは、古屋がこの前後の時期から「本当の日満支ブロックの上に未来の新しい秩序を作る為めには結婚政策をやるがいいといふ人がある。……私はそれには賛成し兼ねる」として、以下のような主張を始めていたことである。

「日本人は混血民族で、嘗て漢民族の血もツングース、ポリネシア、ミクロネシアの血も入つてゐるが、それが長い時代を経て淘汰され、今日の日本人が出来たのだ。……だから満州に於ても朝鮮に於てもあまり急激に結婚政策をやるのはよくないと思ふ。民族といふものは血液的な自然発生的の集団で、非常に長い時間の淘汰を経て其の土地の氣候と風土に耐へて根を生やしたものだし、従つて簡単な政治様式だけで扱へるものぢやない」^⑩

また「古屋試案」も、当時の朝鮮人労働者の大量内地移入という国策を意識しつつ、

「文化ト伝統ヲ異ニスル異民族ノ急激ナル内地輸入ハ原則トシテ之ヲ避クルコト。殊ニ生活程度低ク増殖力大ナル民族ノ急速輸入ハ歴史ノ事実ト民族科学ノ原理ニ照ラシテ甚ダ危険ナルガ故ニ特別ノ注意ヲ払フコト」

としており、「確立要綱」草案にこれら古屋の意向が強く反映していた可能性が考えられる。ところで古屋のこのような混血に対する消極性は、「何代かの後には上層の文化民族が……下層の労働民族に取つて代らるる」ことへの優生学的な懸念と、さらには「非常に長い時間の淘汰を経て」培われた、「血液的」な「日本精神」喪失の恐怖に彩られたものだった。当時の古屋においては、その「日本精神」、すなわち「大いなる我の中に自己を見出さんとする熱烈な希念」とは、まさに「皇室に対する『大君のへにこそ死なめかへり見はせじ』との心がまへ」にはかならないと断言されている。なぜなら彼にとつて、自身が十数年来続けてきた「日本各地の民種型の計測」の経験が、この「日本精神」に以下のような「民族生物学的な由来」を証明していたように思われていたからだった。

「すなはちそれは、恐らく吾々の祖先が既に狩猟や漁撈の階段から農耕に進んできた後のことであらうと思はるゝが、そこに強力な民族融和の指導精神があらはれ……これを統一に向つて引摺つて行つたにちがひないと思はしめらるゝのである。而してその高邁悠遠な指導精神を以て、この異種元的民種の統合を完成した民族こそすなはち天孫民族であり、その指導者こそ吾等が天つ神と仰ぐ皇室の御先祖に相違無いと拝察し奉るのである。然らば我国では肇国の当初からこの慮知ある指導者に対する絶対の信頼が要求されてゐたに違ひない」^⑪

これらのことから、彼にとつての「生物学」的な「民族血液」の擁護は、その「誠に不思議な現象」たる「日本精神」「国体」の擁護と、いわば神秘的な結合をみせていたことがわかる。つまり、そこで古屋が辿りついていたのは、まさに「科学と機械の文明を蔑視せず、その成果をして日本精神の成育と調和せしめよ」^⑬との結論にほかならなかったのである。ただその後、草案にもあった「皇国民族ノ統一性及指導力確保」の条項自体は結局閣議決定までに削除されてしまうが、そこには当時の様々な政治状況の反映があつたと思われる。しかしながらその閣議決定案には、古屋自身の示唆によれば以下のような「私の人口政策に関する考への骨子」^⑭の反映があつた。まず企画院における「確立要綱」草案作成の段階から、すでにその「基本精神」として「皇国民族ハ万世一系ノ天皇ヲ中心トスル一大家族国家ヲ構成シ」ていること、よつて「個人主義的世界觀ヲ排シテ家ヲ基礎トスル家族国家的世界觀ノ確立、徹底ヲ図ルコト」が挙げられていく。そしてこれは閣議決定案にもほぼそのまま残され、さきに引用した「目標」達成のための具体的研究や方策は、「優生思想ノ普及ヲ図リ、国民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト」を含め、すべてこの「精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ計画」されてゆくことになつたのである。さらに「確立要綱」が、「内地農業人口ノ一定数ノ維持ヲ図ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト」を掲げた点も、古屋は「瑞穂国日本が最後の拠り所としてゐるものは何といつても農村の逞しい精神資源であり、またその旺盛な生物力である」ことを示す「喜ばしい」決定と述べている。そして、古屋は自分の思想が「確立要綱」の「トップ」に置かれたことについて、日本の人口・民族政策がナチスと同様「実に大いなる：民族主義の思想運動」たり得ることの証明と誇つていた。^⑮

一方で、厚生省は一九四一年八月に「人口局」を置き、「科学的」研究調査機関である「人口問題研究所及厚生科学研究所に関する事項」を、「民族優生に関する事項」と共に人口政策の総合的計画のために統合する。予防局では依然として断種法の施行に関する事務が取り扱われることにはなつていたが、かつて同局筆頭であつた「優生課」は姿を消し、局として重点がおかれていたのは結核予防問題であつた。^⑯これらの機構改変は、「確立要綱」がその「基本精神ヲ確立スル」

ため、「人口問題ニ関スル統計、調査、研究ノ機構」の整備を掲げたことをうけたものであり、古屋の「日本精神」と「科学」の合一という理念と客観的に一致するものといえよう。いずれにせよ、ここにおいて厚生省の優生政策は「人口局」という一元的な機構を手にすることとなったのである。これら一連の動きは、当時の陸軍省軍務課長である佐藤賢了がいうように、

「民族の優秀化等人的資源の質的問題が、量的問題に比しやや閑却されている傾きがあるが、これらは国家百年の計をなすために、忽せにすることのできぬ一大要事である。大東亜圏の確立といっても、三年や五年で終了するような生やさしいものでない。特にいつの日か、独、米、日の三大国の闘争というものが起った際には、大和民族の優秀性ということが非常に大きな役割を占めるであろう。遠大かつ周到なる計画をもって、わが民族の優秀性について不断的努力をなさねばならぬ」^⑨

との、「国防国家」建設をめざす「計画」の構想に組み込まれたものであった。そして、すでに「確立要綱」をはじめとする諸政策へ密接に関与していた古屋も、「人口局」創設とともに同局技師として迎え入れられるのである。^⑩

① 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大東亜戦争開戦経緯一』（朝雲新聞社、一九七三年）の三三三～六、四〇一頁、および五〇五頁以下。

② 外務省編『日本外交年表並主要文書 下』（原書房、一九六六年）、四三七頁。

③ この「人口政策確立要綱」の制定過程については、「人口問題研究」第一巻第五号、一九四〇年八月、六四～五頁および前掲高澤論文二一六頁を参照した。また「人口政策要綱（第一次）」は現在国立社会保険・人口問題研究所図書室に保管されている。なお、以下閣議決定された「人口政策確立要綱」と「人口政策要綱（第一次案）」をそれぞれ「確立要綱」「第一次案」と略記する。

④ 以下、「確立要綱」の引用は前掲『厚生省五十年史』の四一六頁以

下による。

⑤ 古屋芳雄「民族と淘汰（完）」（『医事公論』一六一七号、一九四三年八月二日）、五頁。

⑥ 古屋芳雄「国土計画と人的資源」（『医事公論』一四七五号、一九四〇年一月二日）、二七頁。

⑦ 以下、「人口政策要綱 古屋試案」の引用は前掲古屋「国土・人口・血液」の二〇九～二六頁より。なお、同要綱を「古屋試案」と以下略記する。

⑧ 「国民優生法」第十六条とは、厚生省によれば「国民を蝕みつゝ、ある人為的産児制限の思想に対し一大鉄鎚を下し健全なる素質を有する者の減少を阻止する」ために、「医師生殖ヲ不能ナラシムル手術：ヲ行ハントストキハ予メ其ノ要否ニ関スル他ノ医師ノ意見ヲ聴取シ且

命令ノ定ムル所ニ依リ予メ行政官庁ニ届ケ出ツベシ」と定めるものである（『民族衛生』第九巻第一号、一九四一年五月、五二および五六頁）。

- ⑨ 企画院第三部『極秘 人口政策確立要綱（案）』、一九四〇年一月一日（マイクロフィルム『美濃部洋次文書』、No. 〇〇〇—〇〇〇六六九八）。

- ⑩ 前掲『新春清談』、二〇頁。

- ⑪ 前掲『国土・人口・血液』、一三二頁。

- ⑫ 同前、一五〇—四頁。なお、古屋は永井らと共に一九三三年以来、文部省學術振興会委員としてアイヌの人類学的調査などに携わっていた。

- ⑬ 古屋芳雄「民族国策と人口問題」（財団法人人口問題研究会『人口問題講演集第十三輯』刀江書院、一九四一年）、五四頁。「古屋試案」ではさらに、「高等教育機関」において「科学的実証的ニ民族政策ノ重要性ヲ学生ニ知ラシムル」と共に、「新シキ指導理念ニ依ル文化史ヲ講ゼシメ今後世界ヲ支配スベキ理念ノ靈感方……日本精神ニ求メラルコトヲ一般学徒ニ知ラシムルコト」を提起していたが、「確立要綱」に盛り込むにはいたらなかった。

- ⑭ 十五年戦争期日本の植民地政策は民族間通婚を排す純血的傾向と、

おわりに

本稿は冒頭に述べたとおり、古屋芳雄という人物を媒介として「国防国家」の優生学の一面を描きつつ、そこに異化された「近代」の姿を浮き上がらせることをねらいとしたものであった。まず、古屋が一九三〇年代後半までに独自の「民族衛生（生物）学」思想を形成してゆくとき、そこには以下のような二点の「近代」的なものの跡がみえるだろう。ま

「内鮮結婚」などに代表される同化的傾向の間を揺れ動いた。それに對して、古屋など優生学者が果たした役割も含め、混血問題をめぐる当時の政治的言説については小熊英二「單一民族神話の起源」（『新曜社』、一九九五年）第十三章が参考になる。しかし駒込武がいうように、現実の植民地政策のレヴェルにおいて根幹にすえられていた理念は、一貫して排他的な「血族ナショナリズム」であったことは重要である（『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年、四〇二—三および四五—一頁）。

- ⑮ 古屋芳雄「人口政策と東亜共栄圏」（『医事公論』一一九二号、一九四一年三月一日）、一九九頁。

- ⑯ 企画院第三部『極秘 人口政策確立要綱（案）』、一九四〇年一〇月二四日（マイクロフィルム『美濃部洋次文書』、No. 〇〇〇—〇〇〇六六九五）。

- ⑰ 前掲「人口政策と東亜共栄圏」、二四および一九九頁。

- ⑱ 『医事公論』一五一五号、一九四一年八月九日、二九頁。

- ⑲ 「陸軍省諸会議記録」、一九四一年九月一日の項（陸上自衛隊衛生学校編・発行『大東亜戦争陸軍衛生史』二、一九七一年、三四四—五頁）。

- ⑳ 大蔵省『職員録』（昭和十六年八月一日現在）による。

ず第一に、古屋の思想的出発点となった白樺派は、「自我」「自己」の確立という日本近代の重要なモメントを代表する位置にあり、したがって古屋自身もその思潮に棹さす存在であった。しかし古屋は、「芸術」を通じてこの「個人主義」に挫折してしまう。そのとき、彼が新たに見いだしたものが「民族衛生学」「優生学」という「科学」であった。古屋の「民族衛生学」では、漠然と理解されていた「民族」という集団を「生物学の諸原則」によって把握し、その「遺伝学的法則」にそった合理的な優生方策が可能とされている。そこではかつて憧憬のまなざしを向けた「自分といふもの」が、ただ「遺伝物質」の結節点として相対化されるだけでなく、その精神内容までもが「生物学」的根拠に基づく「民族精神」なるものによって規定されていた。このような、人間の複雑な精神的かつ肉体的な諸現象を遺伝と生物学の問題に還元する思考は、優生学が当時世界で「第一級の科学」とみなされていたことからすれば不思議なことではないだろう。すなわち、古屋が内面化していた第二の「近代」とは、この「科学」の絶対性への信頼である。

それでは、古屋においてこれら二つの「近代」性を架橋したものは何であったのだろうか。そもそも白樺派のコスモポリタンのな「個人」「自我」賛美には、ともすれば極めて「観念論」的なエゴイズムを、より全体的なるもの―「人類」の「生命」への帰依というかたちで実現しようとする側面があった。^① 古屋はそこからの挫折を経て「民族」の「科学」に関心を移したが、そこにはあらためて「自分といふもの」の根源を、「生物学」の絶対性と確実性によって固定された「民族としての生命」のうちに見いそうとする意志があつたともいえる。さらにそれは、「自分」の実感を「生物学」的にア・プリオリな「日本民族特有の民族精神」と一体視することを可能にし、「農村のセンチメント」への回帰を合理的なものとした。E・ブロッホは、ナチス時代の医学が逆説的にほとんど「唯物論」の働きをしたと述べているが、それは医師たちが「血」を「民族性」なるものの「下部構造」とみなしたために、その「血」が挫折した人々にとって、自らの「自己」をより強い「民族」の中に再発見するための「神秘的」なバトスとなったことを意味する。同様のことが、古屋「民族衛生（生物）学」の場合にも白樺派的メンタリテイの変容のうちに表現されていたといえるだろう。^②

すなわち、古屋にとって「民族衛生（生物）学」という「科学」は、「自己」の貫徹と決して切り離され得ないものだったのである。また、それが一方で、「民族血液」を汚す「悪質遺伝者」――後には「下層の労働民族」のへの敵意とも表裏一体であったことはいうまでもない。ここには「科学」のイデオロギー性が明白であるが、それはファシズム下での科学のみならず、現在国家レヴェルで展開されている周知のヒトゲノム計画など、最新の「科学」においても指摘される極めてアクチュアルな問題なのである。ただ古屋の場合、一九三〇年代末に厚生省予防局や「研究所」に入り、すでに形づくられつつあった「国防国家」の優生学という国策に自身の思想を反映させる道が開けたことで、その問題があらさまにあらわれることとなった。それは陸軍を中心とする「生存圏」構想の拡大と一つの対位法をなしていたが、とりわけ「確立要綱」制定へ関与する頃には、「国防国家」の優生学こそが「日本精神」の具現された「国体」と「科学」を合一し、「民族」の発展を実現し得るとの強い期待を古屋にもたらしていた。そして、そのような志向性は「国防国家」の優生学の機構にも反映していくのである。すなわち人口局による優生政策の統合は、厚生科学研究所など「科学」的調査研究機関の体系化が、「日本精神」確立を旨とする「確立要綱」の実施促進と不可分であることの証明であった。してみれば、古屋の存在は、当時多くの官僚や科学者たちによって共有されていた「科学」の「日本的性格ノ樹立」^④や、「科学技術の民族性と純潔性」^⑤確保という意識を理解する上でも一つの導きの糸となろう。いずれにせよ、本稿は「国防国家」の優生学のわずかな側面のみを論じたにすぎない。このような「国防国家」の優生学がアジア・太平洋戦争期においていかなる展開をみせるのか、そしてそれが戦後に与えた影響は何であったのかという点を含めて、今後さらに多様な論点からの分析が必要となろう。

① 久野・鶴見前掲書、三頁以下。いうまでもなく、筆者はここで白樺派的「自己」「自我」を「理想的」なそれとひきくらべることにより、ひよわな近代の象徴として断罪しようというのではない。重要なのは、いかなる「自我」「自己」の追求であれ、それはつねに観念論的なエ

ゴイズムと表裏一体でありうるということであり、近代にはたえずさまざまなかたちで「他人を犠牲にして自分の生を保存すること」で雄々しく自己に固執する自我の自己「定立」（Th・W・アドルノ「本来性」という隠語」笠原賢介訳、未来社、一九九二年、一九三頁）の問題がっ

きまとなっている、ということである。

- ② E・プロッホ『この時代の遺産』（池田浩士訳、筑摩書房、一九九四年）、一一一―一二頁。

- ③ これについてはR・レウォンティン『遺伝子という神話』（川口啓明ほか訳、一九九八年）、M・ロック『「自然な身体」という神話』

（薄井明訳、『現代思想』一九九八年九月号）などを参照。

- ④ 社団法人日本技術協会『秘 昭和十五年九月十九日 総合国防技術政策実施綱領』一頁。

- ⑤ 森川覚三『国防経済と科学技術新体制』（国策研究会編『臨戦体制論』新経済社、一九四一年）、一九三頁。

（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程

The *Burgenses* of Jerusalem :
The governmental structure of the first Latin Kingdom of Jerusalem

by

SAKURAI Yasuto

Law books and their visions of court, the classification between the clerical and secular courts, and the difference between *Haute Cour* and *Cour des Bourgeois*, have had an influence on many scholars. It can be said that although some scholars have doubted the documentary merit of law books they are all under the influence of Law books' classification.

In order to verify the classification of the Law books, the *Burgenses* of Jerusalem are chosen as a focus in this essay. A comprehensive re-examination of charters will reveal that not vicomte but some of them were the core of the city government, and that their activities were not restricted within the city. It is easier to understand these points when some conditions peculiar to the Latin Kingdom of Jerusalem, such as the lack of manpower and the threat of the Muslims' military power, are taken into consideration. As a result, it can be said that the governmental structure in the Law books didn't reflect reality.

Eugenics in a "Defence State"

——Focusing on the thoughts and actions of *Koya Yoshio*——

by

MATSUMURA Hiroyuki

The purpose of this paper is to examine the position of eugenics in Japan during the 1930's~40's, In this period, eugenics, which had already penetrated into Japanese society since the beginning of the twentieth century, developed along

with certain movements in politics. The Japanese army started establishing the “Defence State” around the same time. In this paper, the relation between the “Defence State” and Japanese eugenics is considered, focusing on the thoughts and actions of *Koya Yoshio*, who was one of the central figures in Japanese eugenics at the time. My argument is as follows. 1) *Koya*’s inclination toward eugenics as a “normal science” reflects serious problems with modernism. 2) The eugenics movement in “Defence State”, which was influenced by *Koya*’s thought, can be considered as an *illness of modernism*.